

回 覧

令和 7 年 5 月 1 日からごみの出し方が変わります

愛西市 市民協働部環境課

4 月号広報と同時配布させていただきました「家庭ごみ分別早見表」(以下「早見表」)の内容については、令和 7 年 5 月 1 日から適用となります。ごみの排出につきまして、以下の点にご注意していただきますようお願い申し上げます。

① 家庭から排出される収集困難物の処分方法について（早見表 P9 参照）

次の 4 収集困難物(例)において、八穂クリーンセンターへの持ち込み(一度に搬入できる数量等に一部制限あり)が可能となりましたので、自己搬入にて排出ください。(早見表 P7.8 参照)

収集困難物(例)



② ガラスや陶器類の不燃物について（早見表 P9 参照）

不燃物ごみ袋に収まる大きさのものが対象です。

ガラスや陶器類を、2袋以上出す場合は八穂クリーンセンターへの自己搬入にご協力ください。

③ モバイルバッテリー専用ボックスを新たに設置します（早見表 P12 参照）

市役所・立田・八開・佐織支所にて専用ボックスを設置いたします。

近年、モバイルバッテリー(リチウムイオン電池等)による火災が多発しております。

不燃物ごみでは捨てず、専用ボックスに出してください。

※ポータブル電源については回収いたしません

家庭ごみ分別早見表

ホームページについて

ご不明な点がございましたら、環境課までご連絡ください。

愛西市役所 市民協働部 環境課
電話：0567-55-7114（ダイヤルイン）

